

## 別表

## 助成金対象経費

## 【発信交流事業】

区分	項目	内 容	助成金の額
国内 発信 交流 事業	出演料	助成団体に所属しない出演者等への出演料	<p>財団が助成する額は、万円単位とし、別表に定める助成対象経費の2分の1以内の額とする。</p> <p>ただし、国や民間助成団体からの補助金、助成金のうち、用途が特定され助成対象経費と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除する。</p> <p>上限は50万円とする。</p> <p>なお、理事長が特に必要と認める場合は、理事長が認める額とする。</p>
	会場費	会場借上料及び附帯設備使用料(開催会場に限る)	
	設営・舞台費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、履物費、メイク美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器等運搬費、その他	
	謝金	助成団体に所属しない講師、スタッフ等への謝金	
	旅費	航空賃(旅客施設使用料を含む実費)、船賃(実費)、鉄道賃等(実費)、宿泊費(実費)	
	通信費	通信運搬費	
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、立看板費、チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム等の印刷費、各種デザイン料、その他	
	記録費	録画費、録音費、写真費、ビデオ費	
海外 発信 交流 事業	出演料	助成団体に所属しない出演者等への出演料	<p>財団が助成する額は、万円単位とし、別表に定める助成対象経費の2分の1以内の額とする。</p> <p>ただし、国や民間助成団体からの補助金、助成金のうち、用途が特定され助成対象経費と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除する。</p> <p>上限は100万円とする。</p> <p>なお、理事長が特に必要と認める場合は、理事長が認める額とする。</p>
	会場費	会場借上料及び附帯設備使用料(開催会場に限る)	
	設営・舞台費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、履物費、メイク美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器等運搬費、字幕製作費、その他	
	謝金	助成団体に所属しない講師、スタッフ等への謝金 編集料、原稿料、通訳料、翻訳料、その他	
	旅費	航空賃(エコノミークラス、旅客施設使用料及び燃油特別付加運賃等を含む実費)、船賃(実費)、鉄道賃等(実費)、宿泊料(実費)、旅行雑費(予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費)	
	通信費	通信運搬費	
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、立看板費、チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム等の印刷費、各種デザイン料、その他	
	記録費	録画費、録音費、写真費、ビデオ費	
	保険費	海外傷害保険	

※ 当該年度以外の経費も対象経費とする場合がある。

〔例示〕・条例他で定められた会場使用料の納付(申込時点での前納など)等

【招へい交流事業】

区分	項目	内 容	助成金の額
国内招へい交流事業	出演料	助成団体に所属しない出演者等への出演料	<p>財団が助成する額は、万円単位とし、別表に定める助成対象経費の2分の1以内の額とする。</p> <p>ただし、国や民間助成団体からの補助金、助成金のうち、使途が特定され助成対象経費と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除する。</p> <p>上限は50万円とする。</p> <p>なお、理事長が特に必要と認める場合は、理事長が認める額とする。</p>
	会場費	会場借上料及び附帯設備使用料(開催会場に限る)	
	設営・舞台費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、履物費、メイク美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器等運搬費、その他	
	謝金	助成団体に所属しない講師、スタッフ等への謝金	
	旅費	航空賃(旅客施設使用料を含む実費)、船賃(実費)、鉄道賃等(実費)、宿泊費(実費)	
	通信費	通信運搬費	
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、立看板費、チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム等の印刷費、各種デザイン料、その他	
	記録費	録画費、録音費、写真費、ビデオ費	
海外招へい事業	出演料	助成団体に所属しない出演者等への出演料	<p>財団が助成する額は、万円単位とし、別表に定める助成対象経費の2分の1以内の額とする。</p> <p>ただし、国や民間助成団体からの補助金、助成金のうち、使途が特定され助成対象経費と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除する。</p> <p>上限は100万円とする。</p> <p>なお、理事長が特に必要と認める場合は、理事長が認める額とする。</p>
	会場費	会場借上料及び附帯設備使用料(開催会場に限る)	
	設営・舞台費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、履物費、メイク美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器等運搬費、字幕製作費、その他	
	謝金	助成団体に所属しない講師、スタッフ等への謝金 編集料、原稿料、通訳料、翻訳料、その他	
	旅費	航空賃(エコノミークラス、旅客施設使用料及び燃油特別付加運賃等を含む実費)、船賃(実費)、鉄道賃等(実費)、宿泊料(実費)、旅行雑費(予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費)	
	通信費	通信運搬費	
	宣伝・印刷費	広告宣伝費、立看板費、チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム等の印刷費、各種デザイン料、その他	
	記録費	録画費、録音費、写真費、ビデオ費	
	保険費	海外傷害保険	

※ 当該年度以外の経費も対象経費とする場合がある。

【例示】・条例他で定められた会場使用料の納付(申込時点での前納など)等

## 助成金対象外経費

事業を実施するに当たり、助成金を充てることが、社会通念上、適当でないもの並びに団体の自己財源により賄うべき経費は対象外経費とする。

例 示	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 団体（主催及び構成団体を含む）の構成員に対する出演費、音楽・文芸費、謝金等</li><li>・ コンクール等に係る賞金、賞品</li><li>・ 諸収入として計上される参加料等に含まれる有料記念品、参加賞等（無料配布のものは対象経費）</li><li>・ 旅費の内、航空・鉄道・船舶運賃の特別料金等（ファーストクラス等の料金、グリーン料金、特別船室料金等）</li><li>・ 販売を目的とするプログラム及び図録等の印刷費、製作費等（無料配布分と分割して計上することは可能）</li><li>・ 食糧費（弁当代、飲み物代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、手土産代、ケータリング代、その他名称を問わず飲食関係一式）</li><li>・ 花束代</li><li>・ 添乗員、ガイド、医者に係る経費</li><li>・ スタッフ、キャストの家族に係る経費</li><li>・ 渡航書類作成料・旅行会社手数料</li><li>・ 出演者等個人所有車両の借上げ</li><li>・ マネージメント料</li><li>・ 下見、事前打ち合わせ等に係る経費等</li><li>・ 団体の事務に係る経常費（日常的な事務用品の購入等）</li><li>・ 団体の財産になる備品（製作費含む）や楽器、装置などの購入費、修繕費、保管料</li></ul>
-----	--